# 建築確認申請・景観条例の届出　庁内事務の流れ

## 建築確認申請（建設課）

**書類ごとの部数確認**

- ・確認申請：3部
  ※村用に公図の添付
- ・工事届：1部
- ・概要書：1部

各書類の左上に受付印を押印

→ **不備があれば返却又は保留**

**申請に関する関係各課意見用紙の記**

- ・建築主名を転記
- ・行政区名の記載
- ・敷地面積を転記

左上に受付印を押印

**関係各課の意見聴取**

道路の確認
建設場所の確認
上水道の確認
下水道の確認
（合併浄化槽）

- ・接道する道路の確認
- ・除雪路線かの確認
- ・水路占用の有無
- ・土砂災害防止法の適用区域か
- ・上水道関係の指導
- ・下水道、合併浄化槽の指導

〈農政課〉

- ・伐採届に関する指導
- ・農地転用に関する指導
- ・観光施設に対する加盟依頼

〈教育委員会〉

- ・文化財保護条例に関する指導
- ・白馬村天然記念物の保護に関する指導

〈税務課〉

- ・土地所有者の確認
- ・登記地目の確認

**建築主と土地所有者が違う場合は所有者の承諾書を添付**

- ・再申請か承諾書を後日提出

**建築確認申請（許可）合議書の作成**

- ・建築物、工作物の用途の記載　・建築主の住所氏名の記載　・敷地の位置の記載
- ・都市計画区域：内に〇印　・防火：なしに〇印　・用途地域：指定なしに〇印
- ・道路証明：関係各課意見用紙を確認し、該当欄に幅員等を記載
- ・建ぺい率、容積率：該当する数値を記載
- ・都市計画関係 開発許可：通常は不要に〇印
- ・屋外広告物禁止区域、許可区域：内外のどちらかに〇印
- ・下水道処理区域：関係各課意見用紙を確認し、内外のいずれかに〇印
- ・土砂災害特別警戒区域：関係各課意見用紙を確認し、内外のいずれかに〇印
- ・市町村意見欄：関係各課意見用紙を確認し、上記以外の事項を記載
  ※道路番号（村道〇〇号線）、幅員（W=〇m）を再度記載

**書類審査の終了**

- ・受付簿への記載、受付番号の記載（建築確認申請、工事届、概要書、合議書）
- ・建築確認申請：3部、工事届：1部、概要書：1部、合議書（下3枚）を返却

## 景観条例の届出（総務課）

**部数確認**

- ・届出書：3部
- ・受付印の押印

**景観形成・開発協定・住民協定・色彩**

- ・道路後退の確認
- ・隣地後退の確認
- ・屋根、外壁の色彩確認
- ・屋根の形状の確認

**村意見の記載**

- ・行為に対する意見欄に、地域区分指示意見を記載

**書類審査の終了**

- ・受付簿への記載
- ・受付番号の記載
  ※届出書3部の受付印の部分に記載
- ・2部返却